

# 年金の財政検証による将来見通し 所得代替率 50%維持には経済再生が不可欠

政策調査部上席主任研究員

堀江奈保子

03-3591-1308

naoko.horie@mizuho-ri.co.jp

- 公的年金の2014年の財政検証結果が公表された。複数の労働力率の前提や経済前提をもとに、8つのケースの所得代替率の将来見通しが示された
- 女性や高齢者の労働力率の大幅な引き上げが実現し、政府が取り組む経済再生が進めば、将来にわたり所得代替率50%以上の給付水準を維持できる見通しだが、低成長が続けば30%台に落ち込む
- 就業意欲のある全ての人の労働市場への参加を推進するとともに、年金制度の持続可能性を高めるためにも給付総額の抑制をはじめとする改革の検討も必要である

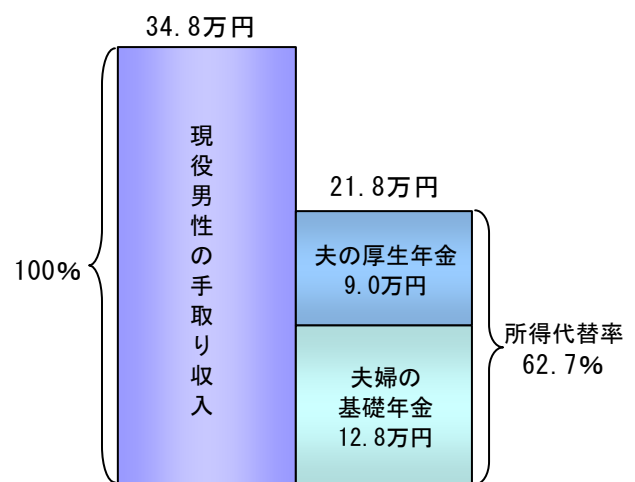
## 1. 2014年の財政検証結果

国民年金・厚生年金は、保険料の上限を固定し<sup>1</sup>、負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）が導入されている。また、少なくとも5年ごとに、財政見通しの作成とマクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成を行い、年金財政の健全性を検証することとされており<sup>2</sup>、2014年6月3日に2014年の財政検証結果が公表された。

標準的な年金給付水準は、夫が40年間平均的賃金の会社員で、妻が40年間専業主婦である世帯が受け取る年金が想定されている。現役男性の平均手取り収入に対する夫婦の年金額<sup>3</sup>の比率が「所得代替率」であり、2014年度現在の所得代替率は62.7%となっている（図表1）。所得代替率は、将来にわたり50%以上を維持することとされている。

今回の財政検証では、複数の労働力率の前提と経済前提をもとに、8つのケースの所得代替率の将来見通しが示された。労働力率が高まり、経済再生が進むケースでは、将来にわたり所得代替率50%以上を維持できる見通しが示される一方で、労働力率が高まらず、

図表 1 2014年度の所得代替率



(注) 現役男性の手取り収入は、ボーナスも含めた年収の12分の1。被用者年金一元化を反映した水準。

(資料) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成26年財政検証結果—」（2014年6月3日）より、みずほ総合研究所作成

経済成長が実現しなかった場合には、給付と負担の在り方を再検討して何らかの手当てを行わない限り、所得代替率が50%を下回ることが明らかになった。8ケースのうち、最も経済前提を厳しく見積もったケースHでは、将来の所得代替率は35～37%程度に低下すると試算されている（図表2）。

また、今回の財政検証では、Ⅰ. マクロ経済スライドの仕組みの見直し、Ⅱ. 厚生年金の更なる適用拡大、Ⅲ. 保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制、の3つのオプション試算も示された（図表3）。

**図表 2 所得代替率の将来見通し（2014年財政検証）**

	将来の経済状況の仮定		経済前提			所得代替率	
	労働力率	全要素生産性 上昇率	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り		
ケースA	内閣府試算 「経済再生ケース」	労働市場への 参加が進む ケース	1.8%	2.0%	4.3%	5.4%	50.9%
ケースB			1.6%	1.8%	3.9%	5.1%	50.9%
ケースC			1.4%	1.6%	3.4%	4.8%	51.0%
ケースD			1.2%	1.4%	3.0%	4.5%	50.8%
ケースE			1.0%	1.2%	2.5%	4.2%	50.6%
ケースF	内閣府試算 「参考ケース」	労働市場への 参加が進まない ケース	1.0%	1.2%	2.5%	4.0%	45.7%
ケースG			0.7%	0.9%	1.9%	3.1%	42.0%
ケースH			0.5%	0.6%	1.3%	2.3%	35～37%

- (注) 1. 内閣府試算は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（2014年1月20日）。2023年度までは内閣府試算の「経済再生ケース」「参考ケース」に準拠して経済前提を設定、2024年度以降は内閣府試算を参考に全要素生産性上昇率を軸として8ケースを設定。
2. 経済前提は、年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会における検討結果の報告「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方について」（2014年3月12日）に基づき設定。
3. 労働力率は、労働政策研究・研修機構「労働力需給推計」（2014年2月）に準拠して設定。
4. 賃金上昇率と運用利回りは名目。
5. 所得代替率が50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付と負担の在り方について検討を行うこととされているが、ケースF～Hは財政バランスがとれるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の所得代替率。
- (資料) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成26年財政検証結果—」（2014年6月3日）より、みずほ総合研究所作成

**図表 3 オプション試算の内容**

オプション内容		試算結果（所得代替率）
Ⅰ. マクロ経済スライドの 仕組みの見直し	・物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合	ケースC：51.2% ケースE：51.0% ケースG：44.5% ケースH：41.9%
Ⅱ. 厚生年金の更なる適用 拡大	①適用拡大220万人（月収5.8万円以上、所定労働時間週20時間以上） ②適用拡大1,200万人（月収5.8万円以上全て）	① ② ケースC：51.5%、57.3% ケースE：51.1%、57.5% ケースG：42.5%、47.1% ケースH：42.2%、45.8%
Ⅲ. 保険料拠出期間と 受給開始年齢の選択制	・基礎年金給付算定時の納付年数の上限を現行の40年（20～60歳）から45年（20～65歳）に延長 ・65歳以上の在職老齢年金（注）を廃止し、65歳以降も就労し、受給開始年齢の繰下げを選択した場合	（70歳受給開始の例） ケースC：86.2% ケースE：85.4% ケースG：72.6% ケースH：71.7%

(注) 65歳以上の在職老齢年金は、65歳以上70歳未満の厚生年金被保険者の年金の一部または全部が賃金と年金額に応じて支給停止される仕組み。

(資料) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成26年財政検証結果—」（2014年6月3日）より、みずほ総合研究所作成

まず、マクロ経済スライドの仕組みの見通しについては、現行制度では物価や賃金の伸びが小さい場合には年金額のマイナス改定は行わないほか、物価や賃金が下落した場合には物価・賃金の下落分のみ年金額を引き下げる仕組みになっている。これをマクロ経済スライドによる調整をフルに発動する仕組みとした場合には、所得代替率が若干改善する。経済成長率が高いC、Eのケースでは所得代替率の改善は1%未満にとどまるが、低成長のG、Hのケースでは改善幅が大きく、数%程度改善する。

また、厚生年金の適用拡大については、2016年10月に予定されているものの<sup>4</sup>、2024年4月に更に①220万人に適用拡大する場合と、②1,200万人に適用拡大する場合が試算されている。①の場合には、所得代替率の改善は小幅にとどまるが、②の場合には改善幅が大きく、ケースCやEでは57%台まで改善する。

保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制については、70歳受給開始の例でみると、所得代替率が70%台～80%台へ改善する。

## 2. 2014年の財政検証の評価

年金財政の将来見通しは、試算の前提の置き方に大きく左右される。今回、示された8ケースについて、A～Eの経済再生ケースは、労働力率や経済前提の想定値が高いとの批判が多いが、逆にいえば、女性や高齢者の労働市場への参加が進まず、高成長が実現しない場合には、現行の年金制度では所得代替率50%の維持はできないことが明らかになったといえよう。

また、今回の財政検証ではオプション試算が示されたが、これは、今後の年金改革の参考になる。2004年の年金改革で導入されたマクロ経済スライドは、これまで物価や賃金の伸びが小さかったため、一度も発動されていない。マクロ経済スライドが発動されないと、年金額の抑制が進まないことから、年金額の調整期間が先延ばしされる。実際、2004年時点では給付水準の調整期間の終了時期が2023年度の見通しであったが、2009年時点では終了時期が2038年度の見通しとなり、今回の財政検証では、経済再生ケースで2043～2044年度の見通しとなっている。世代間の公平の観点からも、マクロ経済スライドのフル発動を実施し、終了時期の後ずれは避けるべきであろう。

厚生年金の適用拡大は、2019年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じることが法律に明記されている。オプション試算では、220万人程度の適用拡大では、所得代替率への影響は軽微にとどまるとの結果が示された。ただし、厚生年金の適用拡大は、被用者でありながら国民年金第1号被保険者となっている者の高齢期の所得確保や、同第3号被保険者の「130万円の壁」<sup>5</sup>の問題の解消に向けても重要な課題であり、更なる適用拡大の実施は不可欠である。

保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制については、基礎年金給付算定時の納付年数の上限を40年（20～60歳）から45年（20～65歳）に延長し、納付年数が延びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更する場合が試算された。これは、今後、基礎年金の給付水準が低下するなかで実施すべき改革といえよう。なお、受給開始年齢を遅らせた場合に、保険料拠出期間が伸び、給付水準が改善する場合の所得代替率が示されたが、これについては、受給期間が短くなることから、受給総額の比較も欠かせない。

### 3. 年金の持続可能性を高めるための今後の課題

今回の財政検証結果から、持続可能な年金制度とするための今後の課題を考えてみたい。

まず、高めの経済成長を実現させるための取り組みは、早急に強化する必要がある。特に、少子高齢化が進み、生産年齢人口の大幅な減少が見込まれるなかで、労働市場への参加率を高めることは、今後の日本経済の成長力を維持するためにも喫緊の課題である。女性の労働力率については、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られている。しかし、女性の就業率と潜在的労働力率の差は大きく、最も格差がある30歳代では15%ポイント程度の差があり、就業意欲はあるものの就業に結びついていない女性が多く存在している<sup>6</sup>。仕事と育児の両立が容易になれば、子育て世帯の女性の就業拡大は可能であろう。また、日本の高齢者は欧米諸国と比較して就業意欲が高いという特徴がある。高齢者雇用安定法の改正の影響も受け、60歳代前半の労働力率が上昇傾向にあるが、就業意欲のある高齢者が就業できるよう、引き続き高齢者雇用の推進が課題となる。

一方で、年金制度の改革も検討を進めることが求められる。オプション試算で示されたように、マクロ経済スライドのフル発動や、厚生年金の大幅な適用拡大の早期検討のほか、支給開始年齢の引き上げや高所得者への支給制限の実施等、給付総額を抑制するための改革の検討も必要であろう。

---

<sup>1</sup> 保険料は毎年引き上げられ、2017年以降は保険料（率）が国民年金保険料で16,900円（月額、2004年度価格）、厚生年金保険料率で18.3%になり、一定となる。

<sup>2</sup> 少なくとも5年に1度の財政検証の際、先行きおおむね100年間の財政均衡期間にわたり年金財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合は、年金額の調整を開始する。年金額は通常の場合、賃金や物価の伸びに応じて改定されるが、年金額の調整を行っている期間は、現役世代の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に反映させ、その伸びを賃金や物価の伸びよりも抑制する。その後の財政検証において年金財政の均衡を保つことができると見込まれるようになった時点で、年金額の調整を終了する。

<sup>3</sup> 夫の厚生年金と夫婦の基礎年金の合計。

<sup>4</sup> 厚生年金の適用は、現行の週30時間労働以上から、改正後は、①週20時間労働以上、②月額賃金8.8万円以上、③勤務期間1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員501人以上企業、となり、約25万人が新たに適用される見通し。

<sup>5</sup> 第3号被保険者の所得要件が年収130万円未満であるため、年収が130万円以上にならないように就業調整をする傾向がみられる。年収130万円以上になると、第1号被保険者となり国民年金保険料の負担が生じるとともに、健康保険料の負担も生じるため、手取り収入が大幅に減少することから、「130万円の壁」と言われている。詳細は、堀江奈保子「働き方に中立的な年金制度の構築を～第3号被保険者制度の見直しを巡る注目点」（みずほ総合研究所『みずほインサイト』2014年5月16日）を参照。

<sup>6</sup> 厚生労働省「平成24年版 働く女性の実情」による。